

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

浦安市では、令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下、「新労務単価」という。）について、令和6年3月1日以降に起案する設計書より運用しているところですが、令和5年度公共工事設計労務単価（以下、「旧労務単価」という。）からの上昇を踏まえ、旧労務単価で積算した建設工事等（業務委託等を含む）における新労務単価に基づく請負代金変更の協議について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、当該特例措置により請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応するようお願いいたします。

記

1 対象工事等

令和6年3月1日以降に契約を行う建設工事等（業務委託等を含む）のうち、旧労務単価で積算したものとする。

2 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方法により算出するものとする。

$$\begin{aligned} \text{変更後の請負代金額} &= \text{新労務単価で積算した設計価格} \times \text{落札率} \\ \text{変更後} - \text{変更前} &= \text{差額（増額）} \end{aligned}$$

3 受注者からの請求

受注者が、請負代金額の変更の協議を請求するときは、契約締結後、市に対し、別紙「特例措置協議書」を提出することとする。

4 その他

当該特例措置以外の契約における賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、契約約款等に定めるところによる。

令和 年 月 日

発注者 浦安市長 宛

受注者 住 所
商号等
代表者

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置協議書

下記契約締結済案件について、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」に基づき、請負代金の変更を協議願います。

記

- 1 契約案件名
- 2 契約締結日
- 3 履行期限
- 4 その他